

八千代市の有権者数 平成30年9月3日現在 (定時登録)	
男	79,536人
女	81,859人
計	161,395人



編集・発行	
八千代市選挙管理委員会 八千代市明るい選挙推進協議会	
八千代市大和田新田312-5 ☎483-1151	

## 12月16日(日)は八千代市議会議員一般選挙の投票日

**投票時間は午前7時～午後8時 棄権しないで投票しましょう！**

今後の八千代市政を託す人を選ぶ大切な選挙です。棄権しないで投票しましょう。

### ◆投票できる人

投票できる人は、次のすべての要件を満たしている人です。

- ①日本国民であること
- ②平成12年12月17日までに生まれた人
- ③平成30年9月8日までに本市に転入の届出をし、引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されている人
- ④本市の選挙人名簿に登録されている人  
※市外に転出した人は投票できません。

### ◆市内で転居した人

11月21日(水)までに市内で住所変更の届出をした人は、新住所地の投票所で投票できます。

11月22日(木)以降に住所変更の届出をした人は、旧住所地の投票所での投票となります。

### ◆入場整理券は封書で郵送

投票所の入場整理券は、1通の封書に同世帯の有権者全員分が同封されています。投票の際はご自分の入場整理券をお持ちください。入場整理券が届かなかったり、紛失した場合は、投票所の係員に申し出てください。投票所で再発行します。

※入場整理券を他人に渡して投票させたり、氏名を偽って投票すると罰せられます。

### ◆投票所は入場整理券に記載

ご自分の投票所は、入場整理券に記載してあります。記載された投票所にお越しください。※直近の選挙(平成29年10月衆院選)から変更になる投票所はありません。

### ◆代理投票・点字投票

身体が不自由などの理由で、投票用紙に候補者の氏名を自分で書けない人は、投票所の係員による代理投票ができます。

また、点字投票用の投票用紙と点字器を投票所に設置してあります。

代理投票や点字投票を希望する人は、投票所の係員に申し出てください。

付添人も投票所に一緒に入ることができますが投票に関与はできません。

### ◆選挙公報は新聞折り込みで

候補者の氏名・経歴・政見などを掲載した「選挙公報」は、新聞折り込みで配布します。

▶折り込み新聞 朝日・産経・千葉日報・東京・日本経済・毎日・読売の12月12日(水)の朝刊を予定。▶市役所、支所・連絡所、公民館、図書館、ふれあいプラザ、ふるさとステーション(道の駅)、市内各駅などにも置きます。また、市ホームページでも見ることができます。

### ◆公営ポスター掲示場の設置

選挙のためのポスター掲示場を市内各所に設置します。候補者のポスターを破ったり、掲示場を壊したりなどすると罰せられます。また、掲示場の前には自動車を駐車しないでください。

### ◆開票は市民体育館で

開票は、12月16日(日)午後9時から市民体育館で行います。同館2階で参観できます。

開票速報は、次の方法で行います。

- ①開票所2階の速報掲示板で、午後10時30分から30分ごとに発表
- ②市ホームページで、午後10時45分から確定まで、30分おきに掲載
- ③電話での問い合わせは、午後10時45分から確定後30分まで 市役所☎483-1151

### ◆選挙のため使用が制限される公共施設

次の施設は、選挙のため12月15日(土)と16日(日)の使用が制限されます。

- ▷投票所となる小・中学校の体育館
- ▷八千代台近隣公園小体育館
- ▷八千代台・勝田台文化センター
- ▷八千代台・睦公民館
- ▷市民体育館
- ▷投票所となる市内集会所施設

### 不在者投票制度のご案内

請求～交付～投票～郵送と、時間を要しますので、**早急に手続きをお願いします。**

#### ◆市外に滞在している人

仕事や旅行などで、市外に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票ができます。※投票用紙等の請求に必要な書類は、市ホームページからダウンロードできます。

#### ◆郵便等による不在者投票

身体が不自由などの理由で投票所に行けない人で、次に該当する場合、郵便等による不在者投票ができます。事前に市選挙管理委員会に身体障害者手帳などを添えて、郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。交付申請に必要な書類は市選挙管理委員会にあります。

#### 投票用紙の請求は12月12日(水)まで

▶身体障害者手帳をお持ちの人

- ①両下肢、体幹、移動機能の障害が1・2級
- ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が1・3級
- ③免疫、肝臓の障害が1～3級

▶戦傷病者手帳をお持ちの人

- ①両下肢、体幹の障害が特別項症～第2項症
- ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害が特別項症～第3項症

▶介護保険被保険者証をお持ちの人で要介護5  
※郵便等による不在者投票ができる人のうち、自分で投票用紙などに記載できない人は、代理記載制度があります。(詳細は市選挙管理委員会へ)

#### ◆指定病院・施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院・入所している人は、その病院や施設の長に申し出ると、その場所で不在者投票ができます。指定されているかどうかは病院・施設に確認してください。

期日前投票は裏面へ

## 期日前投票のご案内

投票日に仕事や旅行などで投票できない人は期日前投票ができます。  
 投票日当日に投票所に行けない理由などを記入する宣誓書の提出が必要です。  
 (宣誓書は公職選挙法施行令第49条の8において提出が義務づけられています)  
 入場整理券裏面が宣誓書になっています。  
投票をスムーズに行うために、宣誓書は自宅で記入して来てください。  
 なお、入場整理券が未着の場合でも投票できます。

期日前投票所名	開設期間	時間
八千代市役所 第2別館1階第1会議室(図1)	12月10日(月) ) 12月15日(土)	8:30~20:00
ユアエルム八千代台店 3階エルムスペース(図2)		10:00~20:00
イオンモール八千代緑が丘 3F専門店ミーティングルーム(図3)		
フルルガーデン八千代 専門店モール2F会議室(図4)		

※市役所とその他の期日前投票所では、開設時間が異なりますのでご注意ください。

曜日や時間によっては混雑が予想されます。時間に余裕をもってお越しください。

**図1**

**図2**

**図3**

**図4**